

1 海洋生物資源の持続的な利用

(1) 海洋生物資源の持続的な利用について、日本はどのような考え方をとっていますか？

- 日本は、海洋生物資源は科学的知見に基づいた管理の下、持続的な方法で利用されるべきであるという立場をとっています。

(2) 日本は、海洋環境の保存のためにどのような取り組みをしていますか？

- 日本は、海洋環境に関する課題に包括的な方法で取り組んでいます。例えば、鯨類を含む海洋生態系に悪影響がある海洋プラスチックごみの問題では、日本は他国と連携しています。
- 日本は、2019年に開催されたG20大阪サミットで、海洋プラスチックごみによる更なる汚染を2050年までにゼロにすることを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を各国首脳と共有しました。このビジョンの実現のため、日本は、廃棄物管理に関する能力構築及びインフラ整備支援の拡大を含め、途上国の取り組みを支援しています。日本は2025年までに研修等を通じて全世界で10,000人の廃棄物管理人材を育成することを約束し、現在までに17,000人以上の育成を達成しました。「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」について詳しくは、[こちら](#)を御参照下さい。

2 国際捕鯨委員会（IWC）

(1) 捕鯨は、1946年に国際捕鯨取締条約によって禁止されたのではないですか？

- いいえ。国際捕鯨取締条約（ICRW）は、IWCを創設し、捕鯨に関する適切な管理を確実に行うための国際合意です。同条約には、「鯨類資源の適切な保存」だけでなく、「捕鯨産業の秩序ある発展」を可能にすることが条約の目的として明記されており、この規定は引き続き有効です。
- さらに、1982年にIWCで採択された決定（いわゆる「商業捕鯨モラトリアム」）の目的と性質について、深刻な誤解があります。この決定は、商業目的での鯨類の捕獲頭数を当面の間ゼロにするという決定ですが、誤った解釈により、捕鯨の「禁止」を意味するという誤解が広がりました。
- このモラトリアムを規定するICRWの附表では、以下が条件とされています。
 - ・ 最良の科学的助言に基づいてこの規定が常に検討されるものとし、
 - ・ 遅くとも1990年までに、このモラトリアムの鯨資源に与える影響につき包括的な評価を行うとともに、
 - ・ この規定の修正及び他の（つまりゼロ以外の）捕獲枠の設定につき検討する。
- 残念ながら、この規定は、拘束力を有するにもかかわらず、健全な環境への配慮からではなく、政治的な理由によって、加盟国の多数によって現在まで無視され続けています。

(2) 何故日本はIWCから脱退したのですか？

- もはや科学的知見に基づく適切な捕鯨の管理をIWCには期待できないことが明らかとなったため、日本はIWCから脱退しました。脱退を決断するまでに、日本は30年以上にわたって、ICRWの本来の目的から逸脱したIWCを元の役割に回復させるべく真摯に取り組んできました。IWC脱退の決断は、国際的な海洋生物資源の管理からの近視眼的な退場ではありません。
- IWCは、ICRWの下、「鯨類資源の適切な保存」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という二つの役割を有しています。その役割を踏まえ、いわゆる商業捕鯨モラトリアムが導入されて以降、日本は、持続可能な捕鯨の実現を目指して、収集した科学的データを基に誠意をもってIWCとの対話を進め、全てのIWC加盟国にとって受け入れ可能な解決策を模索してきました。
- しかし、捕鯨産業の秩序ある発展というもう一つのICRWの目的を無視し、鯨類の保護のみを重視する加盟国からは、共通の立場への到達に向けた歩み寄りが見られませんでした。
- さらに、2018年9月の第67回IWC総会において、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが、誠に残念ながら明らかとなりました。この結果、日本はIWCからの脱退という決断に至りました。詳しくは、[2018年12月26日に発出された内閣官房長官談話](#)を御参照下さい。

(3) 日本は今後どのように国際機関と連携していくのですか？

- 脱退したとはいえ、海洋生物資源の適切な管理に国際的に協力していくという日本の考え方は変わりません。日本は、北太平洋（IWCと共同で実施する北太平洋鯨類目視調査（IWC-POWER））や南極海などで、鯨の捕殺を行わない非致死性の目視調査を実施しており、これらの調査によって得られたデータを適切にIWCへ提供しています。このような日本による貢献と協力に対しては、IWC科学委員会から謝意が示されています（[同委員会の報告書（P182）](#)をご参照ください）。
- IWCにオブザーバーとして参加するなど、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類資源の持続可能な管理に貢献していきます。

3 国際捕鯨委員会（IWC）脱退後に再開した日本の捕鯨活動

(1) 日本ではどのように捕鯨が行われていますか？

- 日本の商業捕鯨は、持続可能な方法で実施されており、十分な資源量が確認された種のみを対象としています。捕鯨の操業海域は日本の領海及び排他的経済水域に限定し、鯨類の資源に悪影響を与えないようIWCで採択された方式（RMP：改訂管理方式）により算出される捕獲可能量の範囲内で行っています。詳しくは、[こちら](#)を御参照下さい。

(2) 捕獲頭数の上限はどのように決められていますか？

- 科学的知見に基づいた資源管理を徹底するため、RMPに沿って算出された捕獲可能量の範囲内で漁獲可能量（TAC）を定め、捕鯨を行っています。RMPを用いることで、捕獲可能量の上限まで100年間捕鯨を毎年継続したとしても、鯨類資源に悪影響を与えない捕獲可能量を算出することができます。
- 加えて、RMPで算出される捕獲可能量は、各鯨種の資源量推定値の1%を下回っており、この数字は極めて保守的なものです。詳しくは、[こちら](#)を御参照下さい。

(3) 日本の捕鯨は鯨資源の枯渇につながるのではないのでしょうか？

- いいえ。日本の捕鯨は、国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会や日本による科学的調査によって十分な資源量が確認されている種を対象としています。また、IWCで採択された方式（注：RMP（改訂管理方式）。100年間捕鯨を継続したとしても、対象としている鯨種の資源量に悪影響を与えないことが科学的に立証された捕獲可能量の計算方法）により算出された数の範囲内で、法律及び規制に基づいて設定された漁獲可能量（TAC）に従って行われているところ、鯨類資源の枯渇につながることはありません。

(4) IWC科学委員会は、日本の捕獲枠に反対していますか？

- 日本の捕獲可能量は、IWC科学委員会によって共有された最良かつ最新の科学的根拠に基づいています。捕獲可能量の計算にあたっては、資源構造や資源量推定値を含め、日本が捕獲する鯨種（ミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラ）の資源状況に関するIWC科学委員会による継続的な議論を適切に考慮しています。
- このような計算過程は、IWC科学委員会に参加している海外の著名な科学者が独立した立場から行うレビューを受けています。

4 持続的な利用に対する国内外からの支持

(1) 日本の捕鯨にはどれくらいの歴史があるのでしょうか？

- 歴史的・考古学的証拠から、日本の沿岸部に居住する人々が9千年前から鯨類を利用しており、2千年前には、西日本において、大型鯨類の組織的な捕獲が散発的に行われていたことが明らかとなっています。今日の捕鯨は、このような歴史的な鯨類の利用を継承するものです。

（出典：<http://www.whaling.jp/history.html>）

(2) 捕鯨は日本で支持されていますか？

- 外務省が行った世論調査では、50%から60%以上の回答者が、捕鯨の実施を目的としたIWC脱退について好意的な見方を示しています。
- 例えば、2019年3月に実施された日本外交に関する国内世論調査によれば、回答者のうち68%が、IWCと連携しつつ、日本の領海及び排他的経済水域

の中で商業捕鯨を実施するといった日本政府の方針について、好意的な見方を示しています（否定的な見方は回答者のうち27%でした）。

（出典：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007335.html）

（3） 日本以外に捕鯨を支持または実施している国はありますか？

- IWCでは、約半数の加盟国が鯨類資源の持続的な利用を支持しています。日本は唯一かつ孤立した捕鯨支持国であるといった主張は事実と反します。
- 鯨類の利用及び鯨食といった文化や歴史を有する国や地域もあり、ノルウェーやアイスランドなどで今日でも捕鯨が行われています。